

静岡県障害者差別解消条例の改正に向けた取組について

(障害者支援局障害者政策課)

1 概要

- ・障害者差別解消法の改正法が令和6年4月1日に施行される。
- ・法改正施行に合わせ、本県の障害者差別解消条例を改正する。

2 法改正の概要

- (1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- (2) 事業者による「合理的配慮の提供」の義務化（これまでは努力義務）
- (3) 差別解消のための支援措置の強化
 - ・国及び地方公共団体による差別に関する相談員の育成又は確保
 - ・地方公共団体による差別解消の取組に関する情報収集、整理及び提供

3 国基本方針の改正

国は令和4年12月から令和5年1月にパブリックコメントを実施し、3月14日改正障害者差別解消法の政令を閣議決定すると同時に、具体的な対応をまとめた「基本方針」も改定した。

4 令和4年度取組

- ①合理的配慮の実施状況等に関するアンケートを実施（関係団体に対し、アンケートに対する協力を依頼するとともに制度に対する周知も併せて実施）
- ②経済団体等の会議の場に出向き障害者差別解消法の改正について説明
- ③障害者差別解消法の改正に関するチラシを作成

5 対応方針（案）

- (1) 法改正に合わせ、条例についても事業者による合理的配慮の提供を義務化に改正
- (2) 関係団体との差別解消に関する意見交換等を実施。
 - ・障害福祉関係団体から改正案に対する意見を聴取
- (3) 民間事業者に対する周知・啓発の強化
 - ・法改正及び差別解消についての企業向け説明会の実施

6 作業スケジュール（案）

時期	内容
4月～6月頃	条例改正案作成
7月～8月頃	障害福祉関係団体との意見交換会（2回目）
10月～11月頃	障害者差別解消支援協議会（改正案審議）
12月頃	パブリックコメント（約1ヶ月）
令和6年2月	議会へ条例改正議案提出
令和6年4月1日	施行（施行日は法改正の施行日と合わせる）